

において、精神障害者との意思疎通や武器の使用の技術を獲得することも、警察官の課題とされている。

(2) 触法精神障害者が警察段階でダイバージョンされるにあたっては、その犯した罪が生活妨害、秩序紊乱、軽微な窃盗などの重大な犯罪ではないことが条件となっている。そのため、暴力的犯罪を行った場合や被害者が児童や高齢者である場合においては、警察段階でダイバージョンされる可能性は非常に低い。触法精神障害者のダイバージョンは、「ブリティッシュ・コロンビア州精神保健法」に基づき処理がなされることがあり、本法においては、警察官は自傷他害の危険性のある触法精神障害者を発見した場合、その者の身柄拘束を行い、病院への移送を行うことで、警察段階でのダイバージョンが行われるのである。また、自傷他害の危険性の少ない触法精神障害者については、精神保健法に基づく対応によって病院への移送を行うのではなく、Coastal Health などの社会福祉施設に送致することを条件として、警察段階でのダイバージョンが行われることもある。

(3) 連邦警察においては、触法精神障害者を専門的に取り扱うチーム「地域社会対応チーム」(Community Response Team)が存在し、精神障害について専門的な訓練を受け、知識を有した警察官チームが、触法精神障害者に対する適切な対応を行っている。それにより、触法精神障害者をできる限り刑事司法制度のルートに乗せるのではなく、精神保健・社会福祉制度のルートに乗せることで、犯罪の連鎖をなくすことを目標としている。このことは、チームが、触法精神障害者を「捜査」することよりも、その「犯罪を防止」することに取り組んでおり、なぜ犯罪行為を行ったのかという原因を追究し、その原因を触法精神障害者に断ち切らせるような環境設定を計画するといった、「問題解決型」の手法を採用していることを表している。また、チームは、触法精神障害者に対して敬意、同情、思いやりなどの気持ちをもって接することを心掛けており、触法精神障害者の人権侵害を防止していることも、その特徴として挙げられる。

(4) 連邦警察官が触法精神障害者を識別するツールとしては、DSMIVを使用しているとのことである。

(5) 連邦警察官の触法精神障害者への対応策の今後の課題としては、慢性的状況を有する触法精神障害者への対応についてであり、また、昨今増大している女性の触法精神障害者について、どのような対策を行うべきであるかを検討することであるとのことであった。

③所見

カナダ連邦警察においては、触法精神障害者についての専門チームが存在することで、触法精神障害者に対する迅速かつ人道的な対応が図られている状況にある。とはいえ、カナダ連邦警察においてそのようなチーム編成が導入されたのは、15年前のことであり、それまでは触法精神障害者をジェイルに入れることが多かったようである。専門チームは、触法精神障害者に積極的な効果をもたらしているとのことであり、そのような取組みは、諸外国の中でも先駆的な施策であると考えられる。そして、そのような施策は、触法精神障害者の側からだけでなく、刑事司法機関にかかる時間的・経済的コストの点に鑑みれば、警察官の側からも効果的なものとなるのである。さらには、専門チームが触法精神障害者に対する適切かつ人道的な対応を図ることによって、近年では、公衆においても触法精神障害者に対する理解が深まっている状況にあるようであり、州や国家全体が触法精神障害者のニーズを満たすための施策に対して共感を抱いており、協働体制を採っている点は、興味深いところである。また、カナダにおける警察制度は連邦警察、州警察、市警察等に管轄が分かれてはいるが、それらの違いは単なる制服の色だけであって、それらは共通の理念でもって実務を執り行っているのだという警察官相互の認識も、触法精神障害者に対する統一的な刑事政策を行う上で、重要なことであるように思われる。上記の点から、カナダにおける連邦警察の触法精神障害者の取組みは、警察機関と精神保健・

社会福祉機関との間の横のつながりや、それらの間の情報の共有が重要であることを示唆するものであり、我が国の警察実務の参考に値する制度であるものと考えられる。(文責：田崎倭文香)

2、Crown Counsel (クラウン・カウンスル (検察) に対する視察報告)

①施設の概要

(1) 平成24年2月14日(火)午後2時、バンクーバー・ダウンタウン・コミュニティ裁判所で、クラウン・カウンスルの Andrew CoChrane 並びに弁護士の Kelly Connell に対し、比較法学的及び社会学的視座から、学理的には現地調査及び取材訪問という社会学的手法を用いて、質疑応答を行った。

(2) カナダは13州(10州及び3準州)の連合国家で、検察官には、連邦政府の検察官と州政府の検察官がいる。その役割分担につき、3準州(ユーコン準州、ノースウェスト準州及びヌナバット準州)の刑法犯は連邦検察官が、その他の10州の刑法犯は州検察官が担当し、連邦法違反事件(大半は薬物事犯及び脱税事犯)

は、通常、連邦検察官が担当する。

(3)ブリティッシュコロンビア州検察庁、即ち法務総裁省の刑事司法支所は裁判段階で起訴及び上訴を指揮監督し、社会を保護することに貢献する。カナダでは、連邦政府の検察官により起訴される犯罪はあるが、起訴及び上訴を含む司法の管理運営は、州の権限である。ブリティッシュコロンビア州の検察庁は1974年に組織された。検察庁を管理運営する州法、すなわち、クラウン・カウンセル法（Crown Counsel Act）は、1991年6月において可決された。ブリティッシュコロンビア州内では約460人のクラウン・カウンセルが職務に従事する。検察庁は、ノース、インテリア、フレイザー、バンクーバー、バンクーバー島パウエルリヴァーの5つの地域を管轄する。州の本署は、州都ヴィクトリアにある。バンクーバー及びヴィクトリアには、刑事上訴及び特別犯罪訴追局がある。刑事司法支所の司法次官補が、ブリティッシュコロンビア州の検察庁の長である。

(4)クラウン・カウンセルは、ブリティッシュコロンビア州検察庁の検察官を指す。本署は政府から独立しつつ司法制度内で活動する。クラウン・カウンセルは、政府、警察若しくは犯罪被害者を代表しない。裁判所はクラウン・カウンセルの役割を準司法的役割並びに重要な公共の義務に関わるものとする。この司法制度では犯罪が被害者に対し行われた場合、それは社会全体に対する犯罪となる。それ故クラウン・カウンセルは被害者を代表するのではなく、コミュニティを代表し、その役割を遂行する。クラウン・カウンセルは、カナダ刑法典並びに州の行政犯に関しブリティッシュコロンビア州の全犯罪の訴追並びに上訴を委任されている。クラウン・カウンセルは、全ての刑法の諸問題について政府に助言し、刑事司法政策を発展させている。権限と責任はクラウン・カウンセル法で規定される。本法は検察庁の独立を保障する。検察官は刑事司法支所の諸政策に規制され、司法次官補に対する責任がある。本法で司法次官補は刑事司法支所の長であり支所の職務の執行責任がある。法務総裁には州の司法の執行の監督責任はあるが、通常個々の事件の起訴決定に関与しない。起訴決定はクラウン・カウンセルが行う。クラウン・カウンセルは、警察等の捜査記録を審査し起訴評価を行う。起訴決定は、実質的な有罪判決の蓋然性及び犯罪訴追が公共の利益になることの双方を要求する、支所の起訴評価ガイドライン政策に基づき行われる。クラウン・カウンセルは政治的影響等の外部的影響から独立し、公平に起訴評価及び起訴決定等を行う。検察段階における予見され現に存する不適当な影響の蓋然性がある場合、検察庁の長は、検察庁の外部から熟練の弁護士を特別検察官として任命する。ブリティッシュコロンビア州の検察官は検察庁の基準に基づき原理に沿った起訴決定を行う場合、精力的に起訴を指揮するが、公判過程の公正性、証拠の徹底的かつ精密な提出、及び、司法過程の独立と廉潔の維持を保障することが、最初の義務である。その義務は、あらゆる犠牲を払ってでも有罪判決を獲得することではなく、寧ろ、司法が、公正、公平、効率的、及び、尊敬の念に満ちた作法で執行されることを保障することなのである。

(5)特別検察官は、特定の事例の起訴決定過程に対し予見され現に存する不適当な影響が存する場合に任命される。最重要考慮要素は、刑事司法に対する信頼の維持の必要性である。ブリティッシュコロンビア州司法制度の特別検察官の独立的な役割は、クラウン・カウンセル法で規定され、起訴裁量権行使の独立性及び公平性の強化が目的とされている。歴史的には、特別検察官は、閣僚、上級職公務員、官僚、上級警察官等が関与する事件において任命されてきた。特別検察官は、熟練の弁護士の名簿から任命される。この名簿は、ロー・ソサイエティ、司法次官、及び司法次官補によって認証される。認証過程は、特別検察官に委任される事件に対して一貫した厳格基準が適用されることを保障する。ブリティッシュコロンビア州の検察庁の長だけに、特別検察官を任命し、特別検察官の任務を定義する権限がある。一度任命されると、特別検察官は検察庁から独立する。特別検察官は、支所の起訴評価ガイドライン等の刑事司法支所の政策を遵守しなければならない。起訴決定がなされた場合、特別検察官は、通常、訴追及び上訴を指揮する。法務総裁、司法次官、若しくは司法次官補が、特別検察官の決定に介入したい場合、ブリティッシュコロンビア州官報で、自分達の意向を文書化し出版して、介入しなければならないこととされている。

②処遇の内容

(1)ブリティッシュコロンビア州検察庁の目的は、勤勉かつ公正に犯罪訴追を準備、指揮することにより、また、コミュニティにおける司法の執行のための最も効果的な方法を発達させることにより、社会を保護することに貢献することである。ブリティッシュコロンビア州検察庁の被疑者・被告人に対する処遇は、6つの基本的諸原理によって支配される。即ち、第1に公正の原理である。我々の司法の追求において公正かつ公平に行為する。第2に独立の原理である。不適当な影響又は妨害に屈せず公共サービスを遂行する。第3に法の支配の原理である。一貫して勤勉に、法の支配を適用する。第4に優秀の原理である。最高の道徳規準に依

拠し、一体となって活動し、技術及び知識を使用して優秀さを達成する。第5に心構えの原理である。尊敬と親切を旨として公共に奉仕する。第6に献身の原理である。人々は最も貴重な資源であり、検察庁は、寛容、誠実、信頼、尊敬、尊厳、及び公正を旨とする処遇を実現する。そして、個々の達成度を認識し、情報、知識、及び資源を共有し、並びに、専門分野の進化及び教育的向上を促進することに努力する。

(2)クラウン・カウンセルは、警察等からクラウン・カウンセル報告を受領すると、そこで記載されている個人に対し起訴相当か否かを評価する。ブリティッシュコロンビア州では、警察にではなく、検察庁に、ほとんど常に正式起訴を行うか否かを決定する責任がある。この点が他の州とは異なっている。起訴評価ガイドライン政策によれば、クラウン・カウンセルは、ほとんどの事件において、次の2つの公式にしたがって、自分たちの起訴評価決定を行うべきこととされている。即ち、第1に、クラウン・カウンセルは、報告において提出された証拠に基づいて、有罪判決の実質的蓋然性が存在するかどうかを決定する。第2に、検察官が有罪判決の実質的蓋然性が存在すると決定した場合、次の審査は、犯罪追及が公共の利益の下に要求されるか否かになる。これらの決定においては、申立ての深刻性（例えば、被害者が、重大な侵害を被ったかどうか、または、武器が使用されたかどうか）を含む、多くの諸要件を考慮しなければならない。クラウン・カウンセルは、起訴がなされるべきではないということ、起訴がなされるべきであること、若しくは、告発された被疑者・被告人が裁判所に出廷するよりも寧ろ代替的手段のプログラムに差し向けられるべきであるということ、即ちダイバージョンを決定することができる。この起訴評価の目的は、実質的な確実な事件、かつ、公共の関心の渦中にある事件のみが、正式事実審理へと進行することを、保障することなのである。

(3)知的障害を持った被疑者・被告人の処遇に対して、クラウン・カウンセルの特別な訓練はなされているかについては、取材訪問によれば、特別なプログラムはないとのことであった。

③所見

カナダでは“respect”と“compassion”の刑事政策が実務の原理となりかつ実践されているものと解される。(文責：野村貴光)

3、Vancouver's Downtown Community Court (バンクーバー・ダウンタウン・コミュニティ裁判所に対する視察報告)

①施設の概要

触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究(田島班)の一環として、本年2月13日(月曜日)～17日(金曜日)に、本研究の分担研究者である藤本哲也教授を中心に、鮎田、野村、田崎、藤田の研究協力者を含む総勢6名で、カナダのバンクーバーにある刑事関係施設2箇所を訪問し、そうした施設において犯罪を行った知的障害者等に対する処遇の実態等を視察した。本報告は、そのうちの1施設である裁判所「ダウンタウンコミュニティコート」(Downtown Community Court; DCC)(住所: 211 Gore Avenue, Vancouver, B.C.)のものである。

②処遇の内容

(1)概説

ダウンタウンコミュニティコートは、2008年に開始されたブリティッシュ・コロンビア州地方裁判所の一部となる刑事裁判所であり、新しい司法の行動計画である。バンクーバーのダウンタウン地区にいる多くの犯罪者が、アルコール中毒、麻薬中毒、精神病、ホームレスなどの問題を抱え犯罪のサイクルに陥るが、それに対して、ダウンタウンコミュニティコートは、司法、医療サービス、および、社会福祉を結合することで、犯罪者が自らの行動に対して責任をとることと、そうした者が自らの生活を変えるために支援を受けることを確実にするものである。

ダウンタウンコミュニティコートは、刑事事件に対する早期の公正な解決を目的とし、そのことで犯罪者、被害者、および、より広い地域社会に役立つ問題解決裁判所である。法定手続がより時宜に適ったものとなることで、人的資源をより良く用いることができ、犯罪行動を改めるような先をいっそう見通すアプローチをもたらし得るのである。

(2)手続

①コミュニティコート到着時

被告人は、コミュニティコートに到着すると、当該コートの被告側弁護士と面会する。被告人は、自分の

弁護士がいる場合には、その者に依頼することができる。弁護士と事件を相談したあとで、被告人は、コミュニティコートで自らの事件を解決するか、あるいは、コミュニティコート裁判官前に出頭した後で、当該事件に異議を唱えて、通常の法廷で裁判を続けることに同意することができる。

②判定チームとの面談

もし被告人が、コミュニティコートで自らの事件を解決するために取り組むことに同意するならば、彼らは、判定チームのメンバーとのインタビューに同意するように求められる。判定チームは、コミュニティコートで共に働く人々で構成されていて、一般にプロベーション、健康と社会福祉、および、居住からの代表者(具体例：プロベーションオフィサー、雇用及び援助ワーカー[Employment and Assistance Worker]、法廷連携看護師[Forensic Liaison Nurse]、先住民ケースワーカー[Aboriginal Case Worker]、被害者支援ワーカー[Victim Support Worker]、バンクーバー沿岸健康看護師[Vancouver Coastal Health Nurse]、など)を含む。犯罪者が先住民である場合には、犯罪者は、同様の裁判所ワーカーによってインタビューをうける。判定チームが、当該被告人の状況とニーズを理解し、裁判官による考慮の計画を展開することができるように、インタビューは情報を提供するものである。

③計画

簡単な事件では、計画は、犯罪者が健康や薬物の治療情報セッションに参加すべきとの勧告か、あるいは、居住、収入援助、あるいは、医療への照会というものになる。

④複雑な事例の場合

より複雑な事件では、当該コートで一緒に取り組んでいる精神衛生、中毒、その他専門家による詳細な評価を必要とする。そして、彼らの勧告は、例えば、薬物からの改善処遇あるいは精神衛生治療を含んでいる。複雑な事件では、ケース経営陣が、犯罪者が、介入計画での勧告を完遂することを確認するために割り当てられることがある。

⑤判決

関連情報のすべてが、判決の時点で裁判官に提出される。裁判官は、それを考慮に入れて、犯罪の重大さ、可能である場合は、犯罪者が犯罪行動に関係していた理由を扱うことに加えて、犯罪の重大さや犯罪歴に関して適切な判決を提出する。判決は、犯罪によって与えられた侵害に対して地域社会に償うための社会奉仕から、ジェイルの拘禁まで変動することができた。ほとんどの場合、犯罪者は、当該コートの決定のすぐ後に社会奉仕を始める。

③所見

バンクーバーのダウタウンコミュニティコートは、バンクーバーがカナダにおける都市の中で高い犯罪発生率を有しており、そうした犯罪者の少なくとも 50% が精神病や麻薬中毒の問題を有している常習犯罪者であって、複雑な問題を抱えていることから、設立されたものである。そこで特徴的なものは、司法とソーシャルサービスやヘルスケアのサービスの協力を通してこれらの問題に取り組み、それらのサービスは、犯罪者の処遇と量刑に対する適時調和した有意義な対応をしていることである。いわゆる司法の現場で多機関連携がなされている点が特徴として指摘できるであろう。そして、このダウタウンコミュニティコートは、アメリカ合衆国のニューヨーク市ブルックリンにおいて成功したレッド・フック地域社会司法センターに基づいた(Red Hook Community Justice Center)を成功したモデルとしているが、アメリカの刑事司法で主張される「治療法学」(Therapeutic Jurisprudence)の考えは採らず、あくまでも地域社会の弱者保護に重きを置いているようである。こうした取り組みは、精神病等の障害を抱えて犯罪を行う者の社会復帰にとっては大変有効なものであり、我が国でも参考にする点はあるものと思われる。

但し、多少の問題も含んでいるようにも思われた。我々全員でこのダウタウンコミュニティコートを傍聴したが、その際眼前での事件処理は迅速なもので、ある意味流れ作業的にも感じられた。これは、「マックジャスティス」(McJustice)、いわゆる「司法のマクドナルド化」(McDonaldization of Justice)ということが言えるのではないかと。あまりにも定型的な事件処理は、再犯防止という点からは多少危惧感を覚えた。(文責：鮎田 実)

4、North Fraser Pretrial Center (ノースフレイザー公判前センターに対する視察報告)

①施設の概要

ノース・フレイザー公判前センターは、フロリダの施設を参考に、犯罪者のアセスメントや分類を行う成人のための拘置所として、2001年に創設された。当センターは、18歳以上の男子のみを収容しており、軽罪等

犯したことによって、30日あるいはそれ以上を言い渡された犯罪者を収容している。2009年のデータによると、裁判にかけられた者が12,898人、詳細は後述するが、ビデオ・コートを実施された者が10,568人、新入所者が6,689人、釈放された者が5,163人、移送された者が2,440人おり、収容平均日数は、29日となっている。収容期間に関しては、最長5年以上の者もいる。収容棟は、3つの区画から成り立っており、340部屋、10のリビングがあり、600床に加え、69の特別なベッドがある。2012年2月現在、560人を収容しており、60人のメンタルヘルスの問題を抱えた者を収容しているとのことである。メンタルヘルスの問題として、精神障害のカテゴリーは、ダウントウンコミュニティコートとほぼ同じであるとの回答を得た。また、知的障害者の収容に関しては、IQ測定は実施していないが、おそらくIQ70未満の65歳～74歳が6人、75歳以上が2～3人おり、主に先天的なものではなく、薬物との関係で知能が低下しているとのことであった。

②処遇の内容

当センターは、公判前に収容される施設であり、日本でいう拘置所に該当する。収容を言い渡された者は、保安官の付き添いのもと、当センターへ送られ、平均約1か月間収容される。公判前のため、施設内での自由度は高く、ユニット内では、スタッフの昼食時及び就寝時間以外は他人の部屋への出入りも自由で、ユニット内であればどこでも歩くことができる。特に珍しいのは、モニター付きではあるが、テレホンカードを購入すれば、自由に電話をかけることができるシステムであり、クレジットカードがあれば、自販機も使用可能である。また、食事の時間以外にもコーヒーやパンも食べることができる。そして、面会は、通常1時間となっているが、弁護士との面会は、1時間以上でもよい。

処遇の内容としては、主に、薬物治療と作業が中心のようである。まず、薬物治療に関しては、メタドン治療(Methadon)と呼ばれる薬物代替療法が用いられており、ドラッグ・カウンセラーが常駐している。現在、ドラッグ・カウンセラーは1人しかいないが、約40名のカウンセリングを行っているとのことである。また、治療に関連し、メンタルヘルスの問題を抱える者に対しては、心理学者、精神科医、精神医学看護師及びメンタルヘルス・コーディネーターから成るメンタルヘルsteam(ソーシャルワーカーはなし)が対応しており、本来は病院へ移送したいのだが、訴訟手続が終わるまでは無理であるため、治療より管理を中心に行っている。その際、危険人物や動けない人については、カメラ付き透明ガラス部屋がある隔離棟に収容している。コア・プログラムとしては、薬物中毒管理、暴力防止、障壁を乗り越えるプログラム(認識能力)、アルコール/麻薬・アノニマス、薬物/アルコール・カウンセラー(委託)等がある。次に、作業に関しては、箱や眼鏡の組み立て、洗濯等を実施している。なぜ、未決でありながら、作業を実施しているのかという理由は、時間があると危険なことを考えるため、その予防として作業を課しているとのことであった。作業報奨金は、1日につき3～4ドルである。

本報告の趣旨とは若干異なるが、当施設の珍しい点としては、ビデオ・コートを採用している点である。ビデオコートの詳細は不明であったが、裁判所とのやり取りはもちろん、弁護士とも画面を通じて話し合いができるため、裁判所へ行く手間が省け、迅速な裁判が可能となることが本施設の特徴の1つだと思われる。

③所見

本施設はIQ測定をしていないため、知的障害者に関する資料等は発見できなかったが、公判前のセンターにもかかわらず、医療体制、すなわち、心理学者、精神科医、精神医学看護師及びメンタルヘルス・コーディネーターから成るメンタルヘルsteamは、今後の日本で採用を検討すべき課題ではないだろうか。現在、日本の拘置所及び刑務所においては、精神科医が常駐している施設はほとんどなく、ましてや心理学者や精神医学を専門とした看護師は皆無であり、メンタルヘルス・コーディネーターなるものは存在しない。ダウントウンコミュニティコートを始め、連邦警察の試み等を知り、カナダは、省庁やそれぞれの役割に関係なく、意見をぶつけ合い、それをコーディネーターが1つのチームとしてまとめていくという手法が取られているため、横の連携が取れているのだと思う。この手法を見習い、日本でも拘置所で実施することは困難だが、刑務所において、メンタルヘルsteamを発足させれば、より高齢・障害者にとって治療が進み、さらには、釈放後の医療施設との連携が図れるのではないだろうか。15年前のカナダは現在の日本と同じような状況であるとのことだったので、今後は、カナダの良い所は取り入れつつ、様々な機関が連携し、連携に際して調整を行う役割として、コーディネーターの存在というものを考え、メンタルヘルスに関わる者達を充実する必要があると思われる。(文責：藤田尚)

触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究

「弁護活動と福祉との連携に関する研究」

研究分担者 荒 中（荒・大橋法律事務所 弁護士）

研究要旨

本研究では、触法・被疑者となった高齢・障がい者に対し、実際の現場でいかなる具体的弁護活動がなされているのかを調査・検討し、その問題点を洗い出すとともに、さらなる制度改革へ向けての実践的取り組みを行った。現状として、まだまだ多くの弁護士・検察官・裁判官・警察官といった司法関係者が「触法・被疑者となった高齢・障がい者」の存在にすら気付いていない実態が明らかにされ、これらの関係者に対する啓発活動の方法などが検討・実践されるとともに、具体的弁護活動の場面において、いかなる先駆的弁護活動がなされているのかの調査・検討がなされた。

A. 研究目的

1 本研究全体の目的

本研究は、「触法・被疑者となった高齢・障がい者への支援の研究」の一分野を研究分担するものである。従って、本研究は、「触法・被疑者となった高齢・障がい者への支援の研究」の他の研究分担者の研究とあわせて、以下のとおりの研究目的を達成することを目指してとりくまれた。

ここで、「触法・被疑者となった高齢・障がい者への支援の研究」では、以下の研究目的が掲げられた。すなわち、「触法・被疑者」となった高齢・障がい者が不起訴処分・起訴猶予処分や執行猶予付き判決等を受けて社会復帰をする際に、再犯予防や地域生活支援のための有効な支援のあり方を探ることが本研究全体の目的であった。あわせて、本研究全体においては、「地域社会内訓練事業」をモデル事業として実施し、活用できるしくみづくりを行うことを全体の目的とされた。そして、研究全体として、上記モデル事業等の成果をふまえて分析を行い、司法・警察両分野との連携や福祉サイドにおける支援策の枠組みを明らかにし、高齢・障がい者の再犯を防ぐことに寄与することが目的とされた。

2 本研究分担の目的

以上のとおりの「触法・被疑者となった高齢・障がい者への支援の研究」の目的をふまえ、本研究分担では、「弁護活動と福祉の連携に関する研究」を行うこととなった。

すなわち、「触法・被疑者」となった高齢・障がい者に対しては、その特性に応じた再犯予防に対しての矯正・教育等の予防策が必要とされることは論を待たないところ、他方で、「触法・被疑者」となる高齢・障がい者については、その実体すら把握できていないという実態

があった。

そこで、本研究では、日本弁護士連合会高齢者・障がい者の権利に関する委員会第2部会（障がい者に関する問題を担当する部会）の全面的な協力を得ながら、実際の刑事弁護活動などで問題となった「触法・被疑者」となった高齢・障がい者のケースを収集・分析して、その実態調査をするとともに、その再犯予防にむけての具体的方策等への方策を模索することが目的とされた。

平成23年度は、平成21年度、平成22年度の上記研究を受け、その研究結果を実際の弁護活動の現場に広めていくことが目的とされた。

具体的には、平成21年度、平成22年度の研究において明らかになった「触法・被疑者となった高齢・障がい者」に対する弁護活動のうち先駆的・効果的なものをピックアップし、これを範として、各弁護士が行っている日々の弁護活動に反映させられるようにするためにどのような方策をとるべきなのか、また、そのために課題・障壁となるものはどのようなものがあり、それを排除するためにはどのような施策が必要となるのか、等を調査・検討することが目的とされた。

さらに、前年度までの研究の中で、弁護士のみならず警察・検察・裁判所等の司法関係者全体においても、対象者が「触法・被疑者となった高齢・障がい者」であること自体に気づいていないとの問題点が指摘されたことを受け、警察・検察・裁判所等の司法関係者全体に対して、本件問題の所在を広く啓蒙しらしめ、早期の段階で対象者に対する支援の必要性を関係者が認識できるようにするためにはどのような手段・方策が必要かを明らかにするとともに、これを実践することが目的とされた。

B. 研究方法

本研究では、日本弁護士連合会高齢者・障がい者の権利に関する委員会第2部会（障がい者に関する問題を担当する部会）の全面的な協力のもと、同連合会会員たる弁護士が実際に取り扱った刑事事件の弁護活動を広く収集し、そのなかで「触法・被疑者」となった高齢・障がい者のケースを収集・分析して、その実態調査をするるとともに、その再犯予防にむけての具体的方策等への方策を模索した。

平成23年度は、平成22年度までの本研究において、弁護人のみならず、警察・検察・裁判所の各司法関係職員（警察官、検察官、裁判官）においても、触法・被疑者となった高齢・障がい者の問題を広く知らしめる必要性が指摘された。そのため、平成23年度は、平成22年度までの研究成果をふまえ、司法関係者全体への啓蒙活動等として、下記各調査・研究を行った。

- ・ 「被疑者国選弁護人へのサポート事業」の継続実施とコーディネーター養成
- ・ セーフティネットの構築に向けた活動
- ・ 司法関係者への啓蒙活動

（倫理面への配慮）

本研究にあたっては、実際に取り扱われた刑事事件について、その弁護活動にあたった弁護士の協力のもと、その弁護活動の具体的内容等を調査した。

その際には、「触法・被疑者となった高齢・障がい者」本人はもちろんのこと、その親族、被害者、目撃者・参考人等の事件関係者等のプライバシー、個人情報を保護する必要がある。

この点については、本研究グループにおいて実際の事件記録を収集するのではなく、事件担当弁護士から事実関係の聴取をすることとし、個人を特定できる情報（個人名のみならず場所等の情報）については捨象して取り扱うこととした。

そのため、本研究の各報告においても、事案の本質を損なわない限度において、上記個人を特定できる情報を可能な限り捨象して報告等がなされている。

C. 研究結果

平成23年度における本研究は、前年度までの上記研究結果をふまえ、現在、下記のとおり調査・研究・実践を行った。

（1）季刊刑事弁護ビギナーズでの啓蒙

書籍「季刊刑事弁護ビギナーズ」は、新規登録弁護士を中心として、多くの弁護士が購入している書籍であり、刑事弁護のノウハウを身につけるためのマニュアル的な書籍となっている。

この点に注目し、同書籍の中に「触法障がい者への弁護」についての項目を盛り込むことが決定し、現在、その記載内容の調整、他の記事との記載バランスの調整などの作業が、現在、進行している。

（2）季刊刑事弁護「触法障がい者弁護」特集

さらに、定期刊行誌「季刊刑事弁護」は、刑事弁護分野における最新の議論を発信する定期刊行誌であり、刑事弁護を熱心に行っている弁護士を中心に広く購読されている。

この点に注目し、同誌編集部・編集委員との交渉を行った結果、平成24年春ごろ発刊の同誌に「触法障がい者への弁護」の特集が組まれることが決定した。これによって、刑事弁護に熱心に取り組んでいる弁護士への啓蒙活動を行い、より多くの弁護士が本問題に取り組むようになることを目指した。

（3）啓発チラシ作成・配布

さらに、被疑者・被告人の障がいに関心する弁護士が気づけるようにするべく、弁護士向けの啓発チラシを作成した。

現在、弁護士会内の各委員会との協力を図りながら、各弁護士会を通じて準備をすすめているところであり、近々、各弁護士宛に配布がなされる見込みである。

（4）刑事弁護キャラバンでの啓蒙

以上に加え、いくつかの弁護士会で開催される「刑事弁護キャラバン」の中で、「触法・被疑者となった高齢・障がい者」の存在に気づくための方法、具体的弁護の実践的方法について、講義をする時間を設けることとし、まもなく、その実施がなされることとなっている。

（5）大阪弁護士会の取り組み

大阪弁護士会では、以前より知的障害者刑事弁護マニュアルを編集し、知的な障害のある人が被疑者・被告人になった場合に、特性に配慮した適正な刑事弁護ができるように、会員弁護士に対して研修を行ってきた。また、障害のある被疑者・被告人を弁護する弁護人に情報提供や助言ができる仕組みとして、障害者刑事弁護サポートセンターを立ち上げた。そして、現在障害のある被疑者・被告人に対応する専門的知識を有する弁護士として名簿に登録されている者は約100名となった。

他方、知的障害のある人の刑事弁護については、特に捜査弁護が非常に重要である。しかも、できるだけ早い段階から供述特性や障害特性を理解した弁護人が特性に配慮した弁護をすることが必要である。

そこで、大阪弁護士会では、大阪地方裁判所、大阪地方検察庁及び大阪府警本部に対して、逮捕された被疑者に障害がある場合は、その旨を弁護士会あるいは法テラスに知らせてくれるよう申入れを行っていた。

そして、平成23年11月24日、大阪地方裁判所から、法テラス大阪に対しての被疑者国選派遣依頼書に、被疑者が精神保健福祉手帳を有している旨の記載があったことから、法テラスより、大阪弁護士会高齢者・障害者総合福祉センターの障害者刑事弁護部会の週担当に連絡があり、上記名簿から障害者刑事弁護に精通した弁護士を推薦することとなった。記念すべき障害者刑事弁護派遣の第1号であった。

当番弁護士の派遣依頼もしくは被疑者国選の推薦依頼があれば、大阪弁護士会もしくは法テラス大阪に依頼があり、大阪弁護士会もしくは法テラス大阪は、当日待機している名簿記載の弁護士から弁護士を推薦する仕組みとなっているが、同派遣依頼書に被疑者が療育手帳もしくは精神保健福祉手帳等を有しており障害があると疑われる場合にはその旨付記されることとなった。同付記があった場合は、大阪弁護士会高齢者・障害者総合福祉センターの障害者刑事弁護部会の週担当が、上記名簿の中から派遣が可能な弁護士を選び、大阪弁護士会もしくは法テラスの連絡をすることとなっている。その後の手続きは通常のとおりである。詳しい流れ図1のとおりである。

平成23年11月24日以降、本日（平成24年2月17日）までに派遣をしたのは、合計21件である。うち、当番弁護士派遣は2件、被疑者国選推薦事案が19件である。また、療育手帳を所持しているなど知的障害が疑われる被疑者は4件、その他17件が精神障害が疑われる者であった。

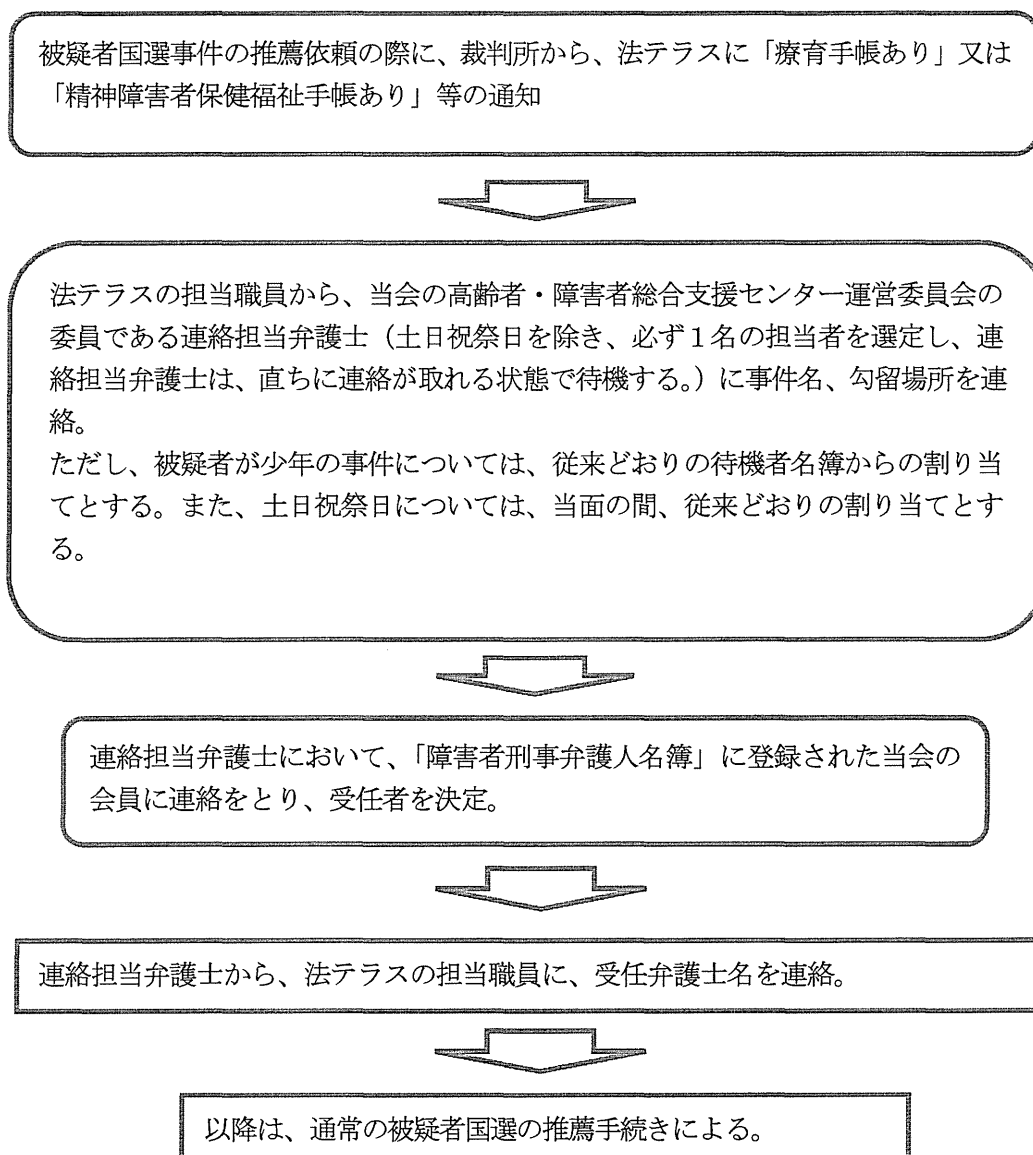
現在のところ、大阪地方裁判所の裁判からの依頼のみ上記対応がなされている。対象人数としては少ないが大阪地方検察庁も現在対応を検討中である。また、大阪府警本部においても、近々地方裁判所と同様に対応してくれるものと期待される。

そのほか、高齢者・障害者総合支援センターへの電話相談により、障害のある人の刑事弁護依頼があった場合も、同センターの障害者刑事弁護部会の週担当に連絡が行く仕組みになっており、障害者刑事弁護に精通した弁護士を派遣することとしている。

さらに、大阪弁護士会では、被疑者の権利等について、

障害のある人にもわかりやすいようなパンフレット（別添資料）を作成している。

図1 被疑者国選事件についての障害者刑事弁護人名簿の運用方法



D. 結論

本研究を踏まえ、以下の通り「政策提言」を行った。

第1. 今回の調査研究の過程において、これまで弁護士、弁護士会における触法・被疑者となった高齢・障がい者に対する支援のための取り組みが不十分なまま推移してきたことが認識され、弁護士、弁護士会が今後、早急に取り組まなければならない課題が明らかになった。

そして、この間、弁護士、弁護士会として取り組み可能と思われる施策を検討し既述のとおり、現在、これを具体化しつつあり、その一部は実施に向けた作業が行なわれているが、この中でも大阪弁護士会の設置した障害者刑事弁護サポートセンターにおける取り組みは各地の弁護士会が今後どのような活動を展開すべきかを検討する上で非常に参考になる先駆的な取り組みと考えられる。(同センターにおける現在の取り組みの概要等は末尾添付のとおりである。)

第2. しかしながら、触法・被疑者となった障がい者に対する適切な支援は弁護士、弁護士会における単独の取り組みだけによって実施されるものではなく、警察署・検察庁、裁判所と弁護士会がそれぞれの役割に応じた具体的な対応策を同時並行して検討し実行するとともに、必要に応じ、相互に役割分担のための協議を行なうとともにある部分では連携も視野に入れつつ活動することが必要と考えられる。

加えて、福祉の業務に従事する行政機関や関連諸団体との連携も必要に応じ行っていくことも必要と考えられる。

第3. 以上を前提として、当研究グループは以下のとおり提言するものである。

1. 捜査機関において早い段階で被疑者となった者に障害があることを「気づく」ための制度を整備し、拡充すること

これまで刑事事件の被疑者となった知的障害者等の中には逮捕や勾留といった早い段階で捜査担当者が気付かなかつたことから障害の存在はもちろんその内容、程度や特性について全く配慮がなされないまま取り調べが行なわれ調書が作成され手続きが進められてしまったという事案が少なくない。

このような事態を抜本的に改善するため、捜査機関において捜査を担当する警察官、検察官に対し、早い段階で障害の存在に気付きその後の手続きが適切に行われるようにするための教育、研修を実施し、これを前提に気

付きが早い段階で容易に行ない得るようになるための方策、例えば身上経歴に関する供述調書作成時における録取内容の見直し、あるいはチェックリストを作成しこれを現場の捜査機関において有効に活用できるようにすること等について早急に実施する必要がある。

2. 捜査機関において被疑者となった障害のある人の取り調べを担当するに相応しい専門的な知識と経験を有する警察官、検察官を養成し、被疑者の障害の内容、程度あるいは特性に応じた取り調べを行なうこと

障害のある人が被疑者となった場合の取り調べは、かなり専門性の高い知識と経験が求められるものであり、そのような捜査担当者を養成するためには専門的な研修を実施するとともに現場でのトレーニングも必要となる。諸外国における制度を参考にしながらこのような必要性に応えるに相応しい体制を整備することが重要と考えられる。

3. 障害の内容、程度あるいは特性を十分理解している専門家が取り調べに立会し必要に応じ被疑者となった障害のある人はもちろんのこと取り調べを担当する警察官、検察官に必要な助言を行ない得るようにすること

但し、このような制度を構築し実施するにあたっては諸外国の法制度を十分調査、研究するなどして障害のある人の権利擁護という視点が十分生かされるものとする

弁護人や親族だけではなく、心理学の専門家等、障害の内容、程度、特性等について専門的知識を有し捜査機関に対し適切な助言を与えるとともに被疑者となった障害のある人に対しても同じく適切な助言を与えることのできる者を取り調べに立会させることは取り調べを適正に行なうためにはこのような配慮が必要不可欠と考えられる。

4. 取り調べが障害のある人の障害の内容、程度あるいは特性に配慮して行なわれていることや専門家からの適切な支援、助言を生かした形で行われていることなどについて事後的にチェックできるようにするため取り調べの全過程が録音、録画され可視化が図られること

一部の可視化が場合によっては有害に働くことが有り得ることはこれまでの経験により明らかになっているほか、障害のある人について配慮すべき内容は具体的個別的な事案ごとに異なるものであり取り調べが適正に行なわれているかどうか慎重を期して評価し判断が

なされなければならないと考えられるが、この観点からも取り調べの全面的な可視化の持つ意味はいっそう大きいと考えられる。

場 所 弁護士会館2階

5. (1) 捜査機関において障害のある人を支援している機関、団体との連携が円滑に行なわれ、個別の事案の処理に必要な知識、情報の提供が適切かつ容易に受けられ、また、被疑者となった障害のある人に対する具体的な支援が迅速かつ適切に行なわれるようにすること

(2) 日本司法支援センターは被疑者国選及び被告人国選の契約弁護士となっている弁護士が同じく障害のある被疑者の刑事弁護に関わる場合に備えて、早い段階における気づきを実現できるよう上記と同様の適切な方策を講じること及び実際に障害のある人の刑事の弁護人となった弁護士が円滑かつ適切に職務を遂行できるように配慮すること

(3) 捜査機関や弁護士、弁護士会が自らの役割を十分に担い得るようになるため既に設置されている各地の地域生活定着支援センターがその本来の事業として障害のある人が被疑者となった場合に必要な支援が受けられるようにするため現行の制度を拡充すること

まずは捜査機関、弁護士、弁護士会そして日本司法支援センターにおいて障害のある人が被疑者となった場合にその役割に応じ適切に対応することこそ原則であり、基本であることを前提とした上で、それぞれがその役割を十分果たすため障害のある人の支援を行なう中核的な組織を作り、枢要な役割を担わせる必要がある。

これに応える組織として既に設置済みの各地の地域生活定着支援センターを位置付けていくことが肝要と考えられる。

F. 健康危険情報

とくになし。

G. 研究発表

下記シンポジウムでの発表

テーマ 「触法障害者の司法福祉的アプローチ」

～ 気づいていますか？あなたが担当する福祉者・被告人に障がいがあるかもしれないことに

～

日 時 平成22年12月11日(土)

午後1時から5時

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む。)

なし

以 上

ひまわり

あなたの不安に答える 弁護士からのアドバイス

このパンフレットを
読んでください。



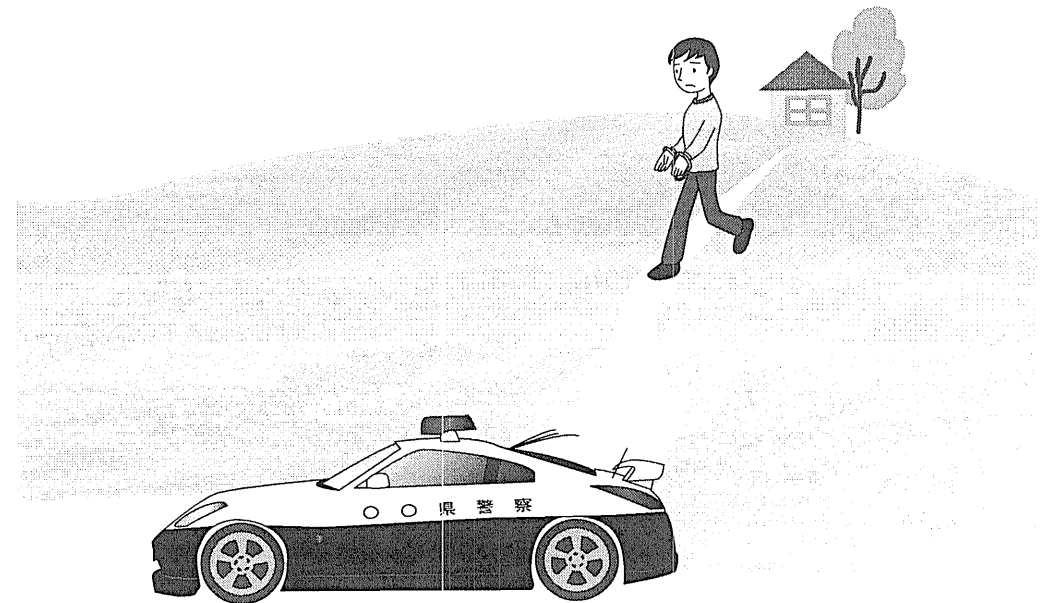
大阪弁護士会

総合法律相談センター

いま、あなたは.....

あなたは、今、刑事さん（警察官）や検事さん（検察官）から悪いことをした（罪を犯した）のではないかと疑われています。そして、家に帰れないことになっています。

これから、あなたはどうなるのでしょうか。



弁護士って、 どんなことをする人？



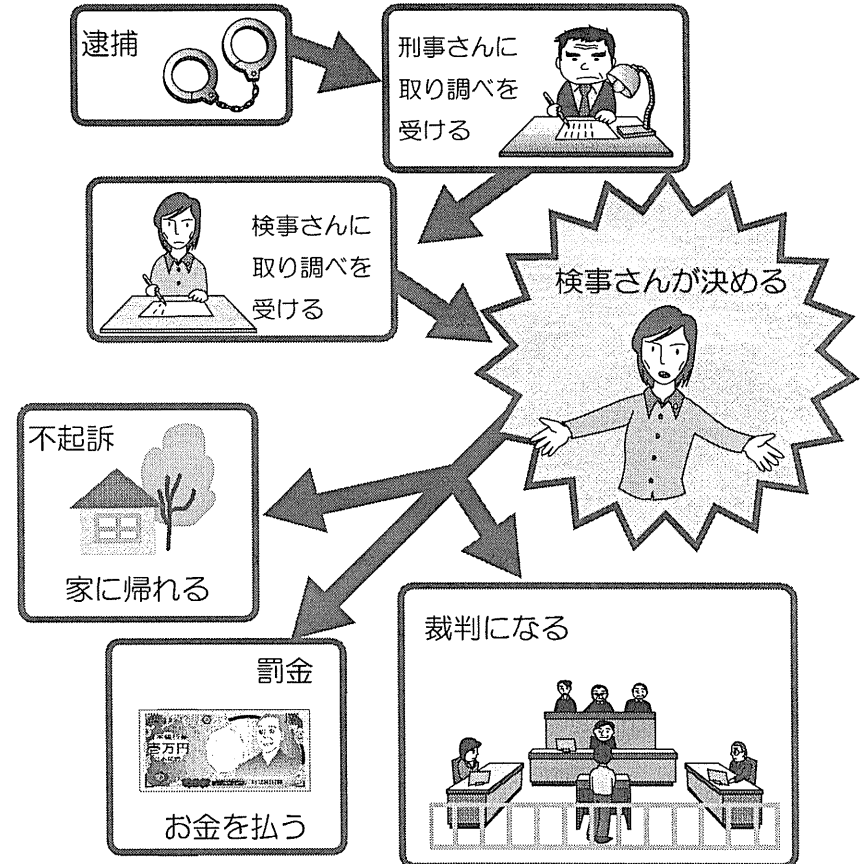
弁護士はあなたの味方です。
弁護士はあなたを守る人です。
わからないことは、
弁護士に聞いてください。
弁護士と話したいときは、
係の人に「弁護士と話がしたい。」
と伝えてください。

当番弁護士が
ただちにかかけつけます。



これから、どうなるの？

(1) 逮捕されたあとはこうなります。

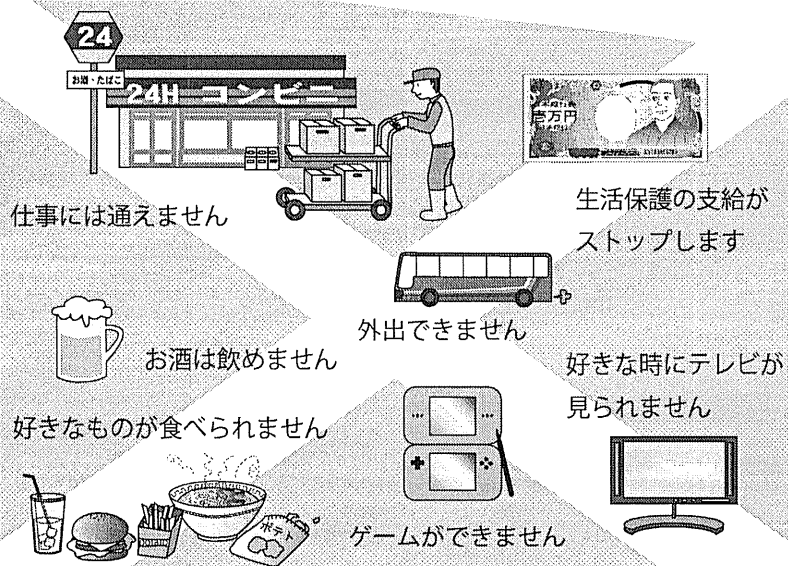
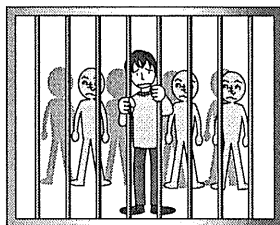


(2) 家に帰れるまでの生活



家族や恋人と離れなくてはなりません

知らない人と一緒に生活します



仕事には通えません

生活保護の支給が
ストップします

外出できません

お酒は飲めません

好きな時にテレビが
見られません

好きなものが食べられません

ゲームができません

Q & A

家に帰れますか？

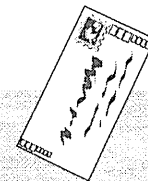
しばらくの間、家に帰れません。

家族に会えますか？

弁護士が家族に連絡して、
会いに来てもらうよう伝えます。
ただし、家族との面会が禁止されているときは、
会えません。

家族に手紙を出せますか？

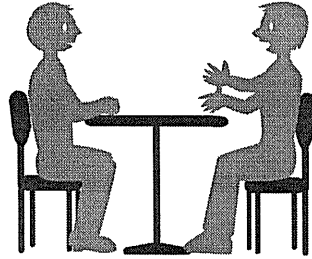
出せます。
係の人に「手紙を出したい。」とってください。
ただし、家族に手紙を出すことが禁止されているときは、
出せません。



好きなマンガは読めますか？

家族に頼んで差し入れてもらえます。

取り調べ

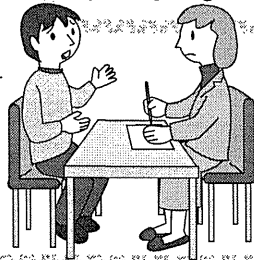


あなたが、刑事さんや検事さんから
いろいろ聞かれるときに、
どんなことに気をつければよいでしょうか。

「わかりません。」「覚えていません。」
と言ってもかまいません。

やっていないことは、
やっていないと言いましょう。

やってません

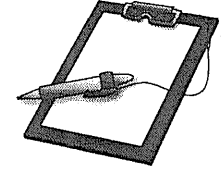


ずっと黙っていてもかまいません。



やっていないのに、「やった」と言ってはいけません。

あなたが話したことを、
刑事さんや検事さんが紙に書きます。
刑事さんや検事さんが紙を読みます



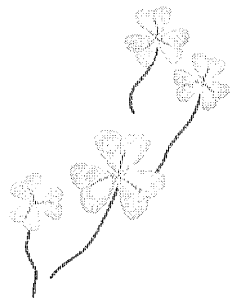
このとき、聞いていても何が書あるかわからなかったり、
内容が難しいときは、「わからない。」と言いましょう。

紙を見せてくださいと言ってもかまいません。

あなたが言ったことと違うことが書かれていたら、
「書き直してください。」と言いましょう。

それでも、書き直してくれなかったり、
内容がわからないときは、
紙のうしろのところに名前を書いてはいけません。

いやなときは、名前を書かなくてもいいのです。



大阪弁護士会 総合法律相談センター

〒530-0047 大阪市北区西天満 1-12-5

大阪弁護士会館（市民法律センター）

☎06（6363）0080

触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究 (H21-障害-一般-001)

「法務と福祉の接点である更生保護に関する研究」

研究分担者： 浜井浩一（龍谷大学法科大学院 教授）

研究要旨

本研究は、刑事手続や更生保護に焦点を当てつつ、貧困や孤立といった社会的に困難な状況に陥った結果、軽微な犯罪を繰り返し被疑者・被告人となった高齢者・障がい者に福祉的支援を行うことで拘禁や実刑を回避し、さらには更生を促す方法を探ることを目的としている。本研究の研究方法は、①保護統計を中心とする公式統計の分析、②更生保護施設等に対する質問紙・ヒアリング調査、③諸外国（ノルウェー・イタリア・ドイツ・イギリス）における刑事司法と福祉との連携に関する調査及び④触法・被疑者・被告人となった高齢・障がい者に関する弁護士に対する実態把握調査の四つから構成されている。

①及び②からは、半年以内での自立を前提に受刑者等を受け入れている更生保護施設において、福祉的措置の決まっていない自立が困難な受刑者を受け入れることの困難性、③からは、法曹や刑事司法における福祉や更生といった視点の重要性、刑事司法内における福祉専門職の必要性、それを前提とした判決前調査の必要性、④からは、弁護士が軽度の知的障がいや福祉的措置の必要性に気づくための研修や、触法高齢・障がい者の弁護を充実させるための弁護報酬に対する特別加算の必要性等が明らかとなった。

これらの結果から、現行制度内でできる対策として、以下のようなことが考えられる。知的障がいなどの障がいの特徴や必要とされる福祉的措置など触法高齢・障がい者に対する警察官や法曹の理解を深めさせるための研修を充実させる。このことによって、弁護士については、当番弁護や被疑者国選など刑事手続の比較的早い段階での適切な弁護活動を、警察官、検察官及び裁判官については、微罪処分、起訴猶予や執行猶予の積極的活用などを促すことが可能となる。また、更生保護施設については、福祉との日常的な連携を強化することや、刑事司法機関や矯正施設との連携強化を図り、個人情報を含めて触法高齢・障がい者に関する基本的な情報交換の枠組みを確立することで、触法高齢・障がい者の受入れを促進することができる。

また、将来的な目標としては、警察や検察といった刑事司法機関にソーシャルワーカーなどの福祉専門職を配置すること、専門職を活用した判決前（社会）調査を導入すること、触法高齢・障がい者の弁護報酬に特別な加算制度を設けることなどが検討されるべきである。さらに、民間の受け皿を増加させるためにイタリアの社会的弱者に対するリハビリのためのサービスや就労支援・雇用提供を目的とした「社会協同組合」のような制度の導入も検討すべきである。

A. 研究目的

現在、刑事政策上の問題点の一つは、万引き等の軽微な犯罪の累犯化で高齢者や障がい者が刑務所に多数拘禁されていることである。その原因となっているのは以下の二点である。①判決までの刑事司法が応報に徹し、被疑者・被告人の更生をほとんど考慮しないこと、②刑事

司法と福祉の連携がなく、生活苦や社会的孤立などの困難を抱えた被疑者・被告人・受刑者が、何らかの刑事処分を受けた後に、福祉につながらず、犯罪の背景にある社会的な困難が解消されないことである。

高齢者や障がい者の拘禁を回避する条件を整えるためには、刑事司法の目的を応報から更生にシフトするこ

と、刑事司法と福祉が有機的かつ制度的に連携し、福祉的な支援が必要な高齢者や障がい者を刑事司法のできるだけ早い段階で把握し、福祉へつないでいくことが必要となる。具体的には、警察に逮捕された段階、検察に送致され勾留されている段階、そして、起訴（公判請求）され判決を待つ段階において、福祉的な支援が必要な被疑者・被告人の存在を把握し、彼らに必要な支援の内容や実行可能な支援策について警察官、検察官・裁判官に伝え、微罪処分、起訴猶予・執行猶予を促し、さらには、それらの処分を受けた者が福祉につながっていくことが必要となる。

本研究は、日本において被疑者・被告人となった高齢・障がい者の実態や彼らに対する法曹や更生保護関係者の意識を調査しつつ、諸外国の制度を参考にしながら、こうした高齢・障がい者の拘禁を回避する方法を探ることにある。

B. 研究方法

平成 21 年度

- ・公式統計の分析、刑事司法と福祉の接点である更生保護との連携の検討、海外調査

平成 22 年度

- ・更生保護施設調査・弁護士調査の実施及び分析、海外調査
- ・課題の整理と対応の検討

平成 23 年度

- ・提言内容の整理

本研究では、高齢者や障がい者が比較的軽微な犯罪で被疑者・被告人となった際に、拘禁を回避するためにどのような仕組み（支援）が必要であるかについて、刑事司法手続や更生保護に焦点を当てて、主として以下の4分野について研究を進めた。

1. 公式統計分析（保護統計等）

被疑者・被告人となった高齢者・障がい者について警察・刑事司法統計、特に保護統計を詳細に分析することで、保護観察付執行猶予者の特徴や現状、起訴猶予者・執行猶予者に対する更生緊急保護の現状について分析した。

2. 更生保護施設に対する調査

更生保護施設等に対して、受刑者、執行猶予中の高齢者・障がい者に対する保護観察処遇の実態や更生緊急保護を求めてきた起訴猶予・執行猶予中の高齢者・障がい者に対する保護の実態及び留意点に関する質問紙調査を実施した。また、質問紙調査に加

えて、ヒアリング調査も実施した。

【更生保護施設等に対する調査】

- ・受刑者や保護観察付執行猶予者の保護や更生緊急保護による高齢者・障がい者の受入れ実態
- ・高齢者・障がい者を受け入れる際に考慮する事項
- ・高齢者・障がい者を受け入れるために必要な条件又は福祉的支援
- ・更生保護施設と福祉との連携の現状・課題

3. 諸外国における刑事司法と福祉の連携

諸外国における触法高齢者・障がい者を巡る司法と福祉の連携、特に、事件発生後できるだけ早期の段階で福祉的ニーズの把握が行われるシステム、例えば「判決前調査」、「警察・検察・裁判所における福祉専門職又は福祉的素養をもった担当官の配置」、「知的障がい者の親の会などの民間組織による全国的な支援」等について具体的に調査した。

調査対象国としては、分担研究者が所属する龍谷大学矯正保護総合センターと研究協力関係にあるノルウェー・イギリス・イタリア・ドイツ・台湾・韓国等を調査対象とした。具体的には、これらの国における触法高齢・障がい者に対する支援制度の概要に関する文献等の情報収集を行い、その中で、この分野において特に優れた制度を持ち、日本において参考になる制度が確立しているノルウェー、イタリア、ドイツ、イギリスに対して重点的な調査を行った。

具体的な提携先としては、

- ・ポーツマス大学刑事司法研究所との共同研究
- ・オスロ大学犯罪学研究所との共同研究
- ・在イタリア国連犯罪司法研究所（UNICRI）との共同研究

4. 触法・被疑者・被告人となった高齢・障がい者に関する弁護士に対する実態把握調査

刑事手続において、被疑者・被告人となった高齢・障がい者に、彼らの立場に立って最初に接するのは弁護士である。知的障がいや高齢によって自立が困難な被疑者・被告人の弁護の実態や弁護士の関わり方についてのアンケート調査を実施した。

(倫理面への配慮)

モデル事業による支援や、アンケート情報、事例研究等における個人情報の取り扱いについて次のとおり厳格に管理する。

- (1) 個人情報は、本研究の研究代表者と研究分担者及び事前に名簿を提出した研究協力者・研究助言者(以下「関係者」という)に限って閲覧・分析可能とすること。
- (2) 個人情報は、本研究の目的以外の目的で利用しないこと。
- (3) 個人情報を電子情報の形にした場合は、ファイルにパスワードを設定し、関係者以外の者が閲覧できないようにすること。
- (4) 上記3の電子情報を扱うパソコン等は、インターネットに接続した状態で使用せず、コンピューターウイルスに情報流出を防止する措置を講ずること。
- (5) 紙媒体による個人情報は、むやみに複写をとらず、関係者以外の者には閲覧させない。
- (6) 個人情報を利用した研究成果を公表する場合は、個人が特定されることのないように配慮すること。
- (7) 研究を終了したときは、個人情報を慎重な手続きですみやかに廃棄すること。
- (8) 研究分担者は、本要領及び研究分担者が定める個人情報の保管・管理上の規定について、関係者に周知徹底を図ること。

2. 研究結果

1. 公式統計分析(保護統計年報等)

保護統計年報を詳細に分析することで、保護観察付執行猶予者の特徴や現状、起訴猶予者・執行猶予者に対する更生緊急保護の現状について分析した。特に、更生保護における4号観察者(保護観察付執行猶予者)と更生緊急保護に注目して、その動向を調査した。ここでは、主に1995年から2009年のデータに基づき、概要を報告する。

まず、4号観察新受人員の年齢構成比であるが、この期間では2000年をピークに全体の新受人員数は減少傾向にある。しかし、65歳以上の新受人員は1.2%から6.4%へと推移しており、60歳以上を見ると3.1%から11.3%へと推移している。次に、新受人員の知能指数であるが、4号観察者では90%以上が「不詳」となっており、その正確な動向はわからない。これは全体の新受人

員の知能指数でも30%から40%が「不詳」となっており、更生保護の受け入れ段階で知能指数を測定していないことによる。ただし、4号観察者の新受人員のうち知能指数が70以下の人員が1%前後存在していることは注目しておかなければならない。なお、刑務所を仮釈放となった3号観察者(刑務所からのIQ情報)においては、知能指数が70未満の人員が20%前後存在している。また、4号観察新受人員の精神状況でも、これも詳細な動向はわからないものの、約2%前後が「知的障がい」に分類されている。覚せい剤事犯者の影響が「その他の精神障がい」に分類されている者が2.9%から13.6%へと推移している。

次に、生計状況では、「貧困(生活保護受給・公共料金を払えない等)に分類される者が約30%から約40%へと推移している。また、新受人員の職業の有無であるが、「無職(その他)」「不詳」が40%強から約60%へと推移しており、4号観察者の半数近くが生計に困窮していることが分かる。このような状態は、保護観察終了時には一定は改善されているが、依然約40%の者が「無職(その他)」「不詳」のままである。

次に、更生緊急保護人員については年々増加しており、その内訳では実数と構成比ともに「刑の執行終了者」が増加している。また、更生保護施設委託終了者を終了事由別にみると、円満退所(自立)が最も多く65%から70%を占める。次いで、「種別移動」「無断退所」が多いが、約2%前後が「円満退所(福祉施設等へ)」に分類されている。このような傾向は、更生緊急保護人員のうち刑執行終了者においても同様である。また、刑執行終了者の更生保護施設委託終了者のうち、「円満退所(福祉施設等へ)」となっている者の入所回数は、約30%から約50%を「初回」の者が占めているが、年度によっては複数回入所している者が約70%を占めている。

詳細は別紙資料1のとおり。

(研究協力者：我藤諭)

2. 更生保護施設等に対する調査

従来、就労による自立更生を目指してきた更生保護施設の多くが、就労可能性の低い触法高齢・障がい者を積極的に受け入れることは難しい。しかし刑事施設から、あるいは更生緊急保護により「やむを得ず」高齢者・障がい者を受け入れる更生保護施設は少なくない。このため、触法高齢・障がい者について、更生保護施設における受け入れ実態や補導員の態度を調査・分析することにより、触法高齢・障がい者を対象とする更生保護の現状と社会福祉との連携のあり方を構築する課題が明らかになると考えられる。

また地域生活定着支援センターは、事業開始後様々な

ケースへの対応に迫られている。これらの中には、社会福祉による対応ではなく、障がい者雇用による対応や医療機関との連携などによる支援が望ましいケースも散見される。このため、これまで対応してきたケースについて集約、ソーシャルワークの立場から地域生活定着支援における実践モデル構築に向けた課題分析を行う必要がある。

【調査方法】

更生保護施設及び補導員・福祉職※に対する質問紙調査を中心に、地域生活定着支援センターに対する調査を併行して実施し、特別調整の現状を把握、分析することにより、特別調整の受け皿における実践上の課題を分析した。

更生保護施設に対しては、質問紙による悉皆調査と、補足的にヒアリング調査を通し、①受入に対する実態、②打診のあった際に検討する事項、③受け入れのために必要と考える条件や支援、④社会福祉との連携、について調査を行った。質問紙は留置法もしくは郵送法を併用し、ヒアリング調査は調査者が訪問して実施することとした。

地域生活定着支援センターに対しては、ヒアリング調査を実施、センターで対応したケースを集約した。

※ 更生保護施設でも刑事施設と同じく社会福祉士の採用を予定していたが、実際には介護福祉士など他の資格の福祉職員が採用されているところもある。このため現状を踏まえて「福祉職」という表記とする。

(1) 更生保護施設に対する質問紙調査

全国の更生保護施設を対象として、郵送自記式の質問紙調査を行った。回答施設数は96施設であった。

更生保護施設を対象とした質問紙調査によると、更生保護施設の大半が触法高齢者・障がい者を受け入れ、その処遇を契機として社会福祉等関係機関との連携を必要としていた。しかし、地域生活定着支援事業による関係機関との連携や福祉職員を採用した指定施設での処遇における連携においても、それぞれ課題があること、及び地域生活定着支援センターとの連携も十分進んでいない事が明らかとなった。

また、割合の差こそあれ、福祉関係者との連携が必要と考えている施設が大半であったが、連携を職場内よりも組織間でとらえている傾向がみて取れ、更生保護の事業・被保護者などに対する理解が現状では十分でないことがうかがえる。とくに施設の運営方針や、更生保護・社会福祉の考え方を理解することの必要性について多く

の回答が寄せられ、ついで被保護者の人権や福祉関係者とのチーム処遇が課題とする意見が多く寄せられていることから、更生保護からみると要援護性のある被保護者を社会福祉が「特別視」している現状があり、理解不足を感じていることがうかがわれる。

全体として、更生保護施設において、触法高齢者・障がい者の受け入れが必要な状況となる中で、社会福祉との連携による解決・改善への評価は必ずしも高くないことがわかった。これは、更生保護事業における従来の取り組み方を補完することを期待している施設が多いことを示唆すると考えられる。他方、社会福祉との連携に対して積極的な意向のある施設もあり、更生保護の今後のあり方に対する考えが多極化しているといえる。

(2) 更生保護施設職員へのヒアリング調査の内容

高齢者・障がい者の受け入れ経験のある更生保護施設職員に対し、受け入れたケースの処遇過程を中心に半構造的な聞き取り調査を行った。なおヒアリングは更生保護施設の補導員および福祉職に対して実施した。

触法高齢者・障がい者の受け入れ状況

ヒアリングを行った更生保護施設の内訳は、指定施設でない施設が1か所、指定施設であるが帰住先の確保が難しいという理由から高齢者を受け入れていない施設が1か所あった。それ以外は、調査時点で県内に地域生活定着支援センターが開設されていない施設が1か所あった。

この中で上の2施設を除き、触法高齢者を受け入れていた。また何らかの知的障がいや軽度発達障がいがかかわれる対象者の受け入れもあった。

社会関係調整で苦勞している点

特に本人の障がい特性や人間関係の築き方などについて、本人の生活歴などを丹念に確認しながら信頼関係を築いていくこと、及び身元引受先や親族等から情報を得て療育手帳の取得など必要な社会資源の活用に関する点で苦勞すること等があげられた。

また人間関係の面では、触法高齢者・障がい者とも他の対象者との関係で公平性を保つことに留意していることがあげられた。

考慮している点

まず信頼関係を築く点、また長年にわたって累犯により服役を繰り返している場合は、本人のパーソナリティを理解することが重要である点があげられた。ある施設では、生活歴の中で家族による虐待を受けてきたり、親